

長野陸上競技協会専門委員会・特別委員会規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 一般財団法人長野陸上競技協会（以下本協会）定款第 45 条（委員会）により専門委員会及び特別委員会規程を定める。

(組織)

第 2 条 この協会に、総務、財務、法制、情報システム、競技運営、施設用器具、普及強化の専門委員会と栄章審議特別委員会を置く。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長のほか、部長 4 名以内と委員長推薦の委員をもって構成する。

2 必要があるときは、副委員長をおくことができる。

3 栄章審議委員会委員には、各地区陸協推薦委員各一名ずつを含めるものとする。

4 法制委員会委員は、委員長推薦の若干名とする。

5 各専門委員は、理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 専門委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会はそれぞれ委員会を開いてその会務を処理する。

2 委員会は委員長が招集し司会をする。

(総務委員会)

第 6 条 総務委員会に庶務部、医事部をおく。

2 総務委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1) 登録に関する事項

(2) 諸会議の準備、議事録の整備・保存

(3) 会報及び要覧の発行

(4) 医事に関すること

(5) 各専門委員会間の調整

(6) 表彰及び慶弔に関すること

(7) その他各委員会に属さない事項

3 庶務部は前記各号のうち特に(1)(2)の事項について会務を処理する。

4 医事部は前記各号のうち(4)の事項について会務を処理する。

(財務委員会)

第7条 財務委員会に経理部をおく。

2 財務委員会は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 事業の遂行に必要な財源の確保、資金の調達に関する事項
- (2) 予算の編成及び、決算の調整に関する事項
- (3) 金銭の収受及び、支出に関する事項
- (4) その他経理に関するあらゆる事項

3 経理部は前記各号のうち、特に(2)及び(3)の事項について会務を処理する

(法制委員会)

第8条 法制委員会は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 公益財団法人日本陸上競技連盟定款、同細則及び諸規定の改正に伴うこの協会の規約、規程等の改正案の立案
- (2) 理事会の議決に基きこの協会の定款及び規程等の企画、立案に関する事項
- (3) その他必要な事項

(情報システム委員会)

第9条 情報システム委員会にシステム企画部・情報処理部・記録部をおく。

2 システム企画部は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) システムの調査研究に関する事項
- (2) 陸上競技で使用するコンピューター機器類の調査研究に関する事項
- (3) コンピューター機器及びシステム整備に関する事項
- (4) 選手、審判員等のデータベース企画管理に関する事項
- (5) その他情報システムに関する事項

3 情報処理部は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 競技会で使用するデータ類の準備と運営に関する事項
- (2) 競技情報の入力・処理に関する事項
- (3) 情報処理オペレーターの育成に関する事項
- (4) データベースのメンテナンスに関する事項
- (5) その他情報処理に関する事項

4 記録部は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 陸上競技記録の審査・整理・保存に関する事項
- (2) 公認記録の承認・公表・保存に関する事項
- (3) 陸上競技ランキング表の作成・保存に関する事項
- (4) その他記録に関する事項

(競技運営委員会)

第10条 本協会が主催する競技会の開催に関する会務を処理する。

2 競技運営委員会に審判部、競技部をおく。

3 審判部は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 競技会の審判編成の立案
- (2) 審判規則の研究
- (3) 審判技術の指導、講習
- (4) 公認審判員の資格審査、申請及びこれに伴う事項
- (5) 公認審判員名簿の作成、保存

- (6) 公認審判員の審判員証、服装、バッヂ、マーク等に関する事項
 - (7) 写真判定に関する研究及び、技術の向上
 - (8) その他審判に関するあらゆる事項
- 4 競技部は次の各号に関する会務を処理する。
- (1) 全県的主要競技会の日程編成及び、調整
 - (4) 全県的主要競技会の計画実施
 - (3) その他競技に関するあらゆる事項

(施設用器具委員会)

第 11 条 施設用器具委員会は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 競技場、競走路、競歩路の調査及び、設置に関する事項
- (2) 競技用具、器具の調査ならびに、これに関する事項
- (3) 前記 2 項に関する規程の作成
- (4) 県内公認競技場の概略一覧表の作成、保存
- (5) 公認競技場、競走路、競歩路の公認申請に関する事項
- (6) その他施設用器具に関するあらゆる事項

(普及強化委員会)

第 12 条 普及強化委員会に普及部、強化部、駅伝部、ジュニア部を置く。

- 2 普及部は次の各号に関する会務を処理する。
- (1) 小学生の陸上競技普及事業に関する事項
 - (2) 市町村におけるクラブ同好会の育成
 - (3) 県民のための楽しい陸上競技教室の開設
 - (4) 地域にかかわる陸上競技の指導及び、講習会等の普及事業
 - (5) その他普及活動に関するあらゆる事項
- 3 強化部は次の各号に関する会務を処理する。
- (1) 選手の強化
 - (2) 指導者の研修及び、技術向上に関する事項
 - (3) 県派遣選手団の原案の作成
 - (4) 陸上競技の技術向上の研究及び、応用
 - (5) その他強化に関するあらゆる事項
- 4 駅伝部は次の各号に関する会務を処理する。
- (1) 駅伝競走及びクロスカントリー選手の育成強化
 - (2) 県派遣選手団の原案の作成
- 5 ジュニア部は次の会務を処理する。
- (1) 中学生の陸上競技普及と技術向上に関する事項
 - (2) 中学生の陸上競技の指導及び、講習会等の普及事業
 - (3) 県派遣選手団の原案の作成

(栄章審議委員会)

第 13 条 栄章審議委員会は、次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 本協会が贈与する栄章及び諸記録章の受章候補者の審議、及び理事会への報告
- (2) 公益財団法人日本陸上競技連盟、東海陸上競技協会及び、公益財団法人長野県体育協会が贈与する栄章への本協会からの推薦候補者の審議、及び

理事会への報告

附 則

この規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。